

多文化共生のまち福島推進検討委員会運営要領

令和元年 11月 28日 制定

- 1 多文化共生のまち福島推進検討委員会（以下「委員会」という。）の会議は、原則公開とする。ただし、委員長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、委員会に諮ってこれを非公開とすることができる。
 - (1) 委員会において、福島市情報公開条例（平成10年条例第1号）第9条各号に定める不開示事由に該当する情報に関し検討を行うとき。
 - (2) 委員会を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。
 - (3) その他委員長が必要と認めるとき。
- 2 委員長は、委員会の議事録を作成し、委員の了承を得て公表する。
- 3 委員会を傍聴しようとする者は、委員会当日に傍聴人受付簿に氏名及び住所を記載しなければならない。
- 4 委員長は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。
- 5 傍聴人が委員会の進行を妨げる行為をしたときには、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときには、これを退場させることができる。